主

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

なお、裁判の執行に関する異議において、裁判の内容そのものの不当を主張することは許されない(最高裁昭和三六年(し)第三六号同年八月二八日第一小法廷決定・刑集一五巻七号一三〇一頁参照)。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五八年一一月二一日

最高裁判所第一小法廷

| _ | 誠 | 田 | 和 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 里 | 萬 | 崎 | 藤 | 裁判官 |
| 朗 | 治 | 村 | 中 | 裁判官 |
| 孝 | 正 | П | 谷 | 裁判官 |